平成２５年（フ）第１１１０号
愛知県豊明市栄町上姥子３番地213　栄団地Ａ棟802号、開始決定時の住所愛知県大府市共和町荒池31番地の208
破産者　加古　良一
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０２号
大阪府和泉市伯太町３丁目５番20号
破産者　池田　洋子
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
大阪府羽曳野市広瀬352番地の15
破産者　中島　幸夫
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
大阪府泉南市信達市場2039番地
破産者　大谷　保幸
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
北海道士別市武徳町44線東８号
破産者　中川　涼一
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
開始決定時の住所北海道留萌市旭町３丁目４番21号　桑原アパート２Ｆ１号室
破産者　門脇　龍一
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４号
新潟市西区西小針台１丁目13番23号、前住所新潟市西区寺尾西５丁目18番１号
破産者　本間　道雄
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２２号
東京都新宿区西新宿６丁目15番１―3021号、破産手続開始決定時の住所静岡県熱海市梅園町18番27号
破産者　菊池　彦一
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５４０号
静岡県浜松市天竜区緑恵台556番地の237
破産者　鈴木　伸治
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
静岡県浜松市天竜区緑恵台556番地の237
破産者　鈴木惠美子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５４９号
静岡県浜松市東区積志町122番地の１
破産者　橋本　和彦
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９６２号
京都府八幡市欽明台西32番地３、住民票上の住所京都府八幡市八幡小松20番地の２　18棟1816号
破産者　村井　忠則
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１５号
京都市山科区大宅烏田町30番地
破産者　北村　　力
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４５号
熊本市東区榎町３番48号　西口第二アパート６号、破産手続開始決定時の住所熊本市南区海路口町3345番地６
破産者　平島　邦博
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５０８号
札幌市白石区東札幌５条３丁目２番１―1310号
破産者　野上　淳二
1　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
2　一般調査期日　平成26年９月２日午後３時30分
平成26年７月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４５号
埼玉県越谷市大字袋山183番地７
破産者　向佐　慶司
1　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
2　一般調査期日　平成26年９月26日午前10時
平成26年７月１日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛知県豊川市一宮町下新切34番地３　カンパーニュ21・306号
破産者　肴家こと　久米　　修
1　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
2　一般調査期日　平成26年９月19日午前10時20分
平成26年７月２日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７０１号
大阪市淀川区西三国４丁目４番４号
破産者　クドウ紙加工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午後３時30分
平成26年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部